

## 岐阜県職業能力開発協会表彰規程（抜粋）

### （目的）

第1条 この規程は、職業訓練、技能検定に特に尽力した者並びに事業内訓練校、技能検定、国際職業訓練競技大会岐阜県予選（「技能五輪県予選」）において優秀な成績をおさめた者を表彰することによって、広く一般に職業訓練、技能尊重の普及及び気運を浸透させ、技能者の社会的評価を高めるとともに、技能水準の向上及び技能習得意欲の高揚を図ることを目的とする。

### （表彰）

第2条 表彰は、会長が次の各号に該当する者に対して行う。

**(1) 職業訓練又は技能検定事業に特に尽力した者**

(2) 技能検定、技能五輪県予選において特に優秀な成績をおさめた者

### （表彰の方法等）

第3条 表彰は、毎年11月の職業能力開発促進月間に表彰状（賞状）を授与して行うものとする。

### （被表彰者の選定）

第4条 被表彰者は、推せん者が推薦した者のうちから、会長が審査し、決定する。

### （細目）

第5条 この規程に定めるもののほか、その規程の実施に関し、必要な細目は会長が別に定める。

### 表 彰 基 準 （ 抜 精 ）

この基準は、岐阜県職業能力開発協会表彰規程第5条の規定により、審査基準に要する必要な事項を定める。

#### 第1 表彰規程第2条第1号該当者

**1 認定職業訓練事業**で次のいずれかに5年以上従事し、その功績が顕著なもの

- (1) 認定職業訓練を行う事業主並びに役員
- (2) 職業訓練指導員
- (3) 認定職業訓練で学科訓練を担当する講師
- (4) 認定職業訓練で事務を担当する職員
- (5) 認定職業訓練に協力した者

**2 技能検定事業**で次の各号のいずれかに該当するものでその功績が顕著なもの

- (1) 技能検定実技試験の委託団体（事業所）の長で5年以上の者
- (2) 技能検定（競技）委員として7年以上の者  
 (ただし、技能検定（競技）委員が前歴において補佐員を経験した者については、その年数を2分の1として加算することができる。)
- (3) 技能検定（競技）委員及び補佐員として通算10年以上の者
- (4) その他、技能検定実技試験の実施に15年以上尽力した者

※上記1、2の各年数は『前年度』末までに、

基準年数以上、寄与された方が対象となります。